

☆ 視覚障がいのある子どもの理解のために

視覚障がいのある子どもを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にまとめてみました。



「視覚障がい」とは

視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に判断することが困難であって、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい等がある。

<主な障がいの分類>

視力障がい

視力は、ものの形を見分ける力で、一般的に両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると、教育上特別な支援や配慮が必要になる。



光覚障がい

光覚障がいには、暗順応障がいと明順応障がいがある。前者は、うす暗い光の中で目が慣れるのに著しく時間がかかるもので、夜盲といわれる状態である。後者は、明るい所で目が慣れにくく見えにくい状態で、昼盲という。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を羞明しゅうめいという。

視野障がい

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方向が見える範囲である。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄、逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場所を中心暗点という。



「見えにくさがあるからプリントを拡大する」支援は、視野障がいの場合、見えにくくなる可能性があることに注意です。

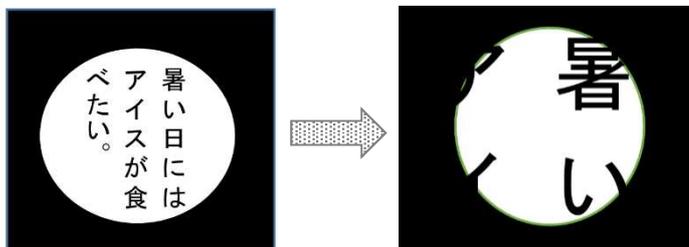
<このように見えているかもしれません。>



求心性視野狭窄



中心暗点



求心性視野狭窄の場合 (イメージです。)

<主な眼疾患> 小眼球、先天白内障、先天緑内障、視神経萎縮、網膜色素変性、網膜芽細胞腫、未熟児網膜症、強度近視など

* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月) P60～

【視覚障がいのある子どもたち】

次のような様子が見られることはありませんか？

見え方、見えにくさは一人一人異なります。

地域支援センター 目の相談室 のびのび (県立視覚支援学校内) の資料から、以下のチェックリストを転載します。かかわっている子どもが、実は見えにくさで困っているのではないか、という視点で確認してみてください。

- 本を読んだり字を書いたりするとき、極端に目を近づけて見る。
- 顔を傾けたり斜めにしたりして見る。
- 人と向かい合うときに視線が合わない。
- 不慣れな場所で、物にぶつかったり段差でつまずいたりする。
- 明るいところで極端にまぶしがる。
- 暗がりで行動がゆっくりになる。

生まれてからずっと見えにくい状態が続いていると、自分自身で見えにくさに気付くことができません。そのため、本人から見えにくさを訴えることはなく、周りも本人の見えにくさに気付かないことがあります。

地域支援センター 目の相談室 のびのび

教育相談専用 TEL 080-7347-3908 URL <https://fukushima-sb.fcs.ed.jp/目の相談>
(福島県立視覚支援学校内 福島市森合町6番34号 TEL 024-534-2574)

積極的にセンター的機能を活用し、専門的な視点からの助言をもらうことで、その子が最大限に学ぶことができる学習環境を整えることができます。



【本人の障がいの状態を把握するためのポイントとして】

- ◆ 実は弱視である児童生徒に対して、見えているだろうと思って、学習中に板書をノートに書き写さないなどのことを学習意欲のせいにしていませんか？
- ◆ 本人にどういった学習環境だと勉強しやすいか、聞いたことはありますか？
* 本人は、自分が見えている環境が当たり前だと思っていることもあり、特に困っていないこともあります。そういった場合は、文字の大きさ、行間等の違うパターンを提示し、本人に読みやすいのはどちらかを考えてもらうと良いかも知れません。
- ◆ 視覚以外に、本人が判断するために日々使っている感覚を知っていますか？
- ◆ 視覚補助具があることをかかわる関係者は知っていますか？

